



発行 税理士法人KJグループ

〒536-0006

大阪市城東区野江4丁目11番6号

TEL:(06)6930-6388

FAX:(06)6930-6389

## ■令和5年度税制改正大綱■

昨年12月に令和5年度税制改正大綱が公表されました。より一層の投資を増加させるインセンティブ強化のため、研究開発税制につき一般型及び中小企業向け制度の税額控除率等の見直しが行われています。

### 1. 一般型

#### (1) 税額控除率の見直し(試験研究費割合が10%以下の場合)

##### ① 改正前

増減試験研究費割合	税額控除率
9.4%超	$10.145\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$ (上限14%)
9.4%以下	$10.145\% - (9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$ (下限2%)

##### ② 改正後

増減試験研究費割合	税額控除率
12%超	$11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$ (上限14%)
12%以下	$11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25$ (下限1%)

#### (2) 控除上限額の特例の新設

増減試験研究費割合の増減率に応じて、控除上限額に下記の金額を加減算する特例措置が設けられました。

増減試験研究費割合	控除上限額の加減算額
4%超	増減試験研究費割合が4%を超える部分 1%当たり法人税額×0.625% (上限5%) を加算
マイナス4%を下回る	増減試験研究費割合がマイナス4%を下回る部分 1%当たり法人税額×0.625% (上限5%) を減算

※試験研究費割合が10%超である場合における控除税額の上限の上乗せ特例とのうち控除税額の上限が大きくなる方の特例を適用

### 2. 中小企業向け制度

#### (1) 税額控除率の見直し(試験研究費割合が10%以下の場合)

##### ① 改正前

増減試験研究費割合	税額控除率
9.4%超	$12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$ (上限17%)
9.4%以下	12%

##### ② 改正後

増減試験研究費割合	税額控除率
12%超	$12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$ (上限17%)
12%以下	12%

### 3. 一般型、中小企業向け制度共通

- 試験研究費割合が10%超である場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限が3年延長されます。
- 基準年度比売上金額減少割合が2%以上等の場合における控除税額の上限の上乗せ特例(コロナ禍での優遇措置)は、適用期限の到来をもって廃止されます。